

推薦ブレッテンNo. 50

(社)日本ライフル射撃協会
推薦委員会

空気けん銃の所持に関する再推薦の技量基準について(案)

銃刀法の改正(平成21年12月4日施行)に併せて、当協会が実施している銃砲に関する全ての推薦要綱が改正されております。この内、空気けん銃の所持に関する再推薦の技量基準については、ブレッテンNo. 49でご連絡しているところでありましたが、平成23年2月26日開催の理事会にて、次の通り推薦基準の運用が変更されましたので、内容を御知のうえ、推薦事務を行ってください。

記

1. 更新回数により必要とされる技量基準

~~継続して推薦を受けようとする者は、当該段位を保持すると共に、その段位に相当する点数を記録しなければなりません。~~

- ~~① 継続して2回目の推薦を受けようとする者 初段位と、初段相当以上の記録
② 継続して3回目または4回目の推薦を受けようとする者 2段位と、2段相当以上の記録
③ 継続して5回目以上の推薦を受けようとする者 3段位と、3段相当以上の記録又は日本ライフル射撃協会の定める点数(AP60では530点、AP40では353点)のいずれか低い方の記録~~

~~→推薦ブレッテンNo.51にて改訂
→推薦ブレッテンNo.52にて改訂~~

2. 技量基準未達成等により空気けん銃を放銃した者が再び空気けん銃の推薦を受けようとする場合

失効から、1年を経過した時点で、空気けん銃の推薦を受けるための申請書を提出することが出来る。再所持の推薦申請に際しては、猟銃等講習会修了証明書コピーに替えて、過去に空気けん銃を所持していたことが証される書類のコピーをもって替えることが出来るものとする。

なお、空気けん銃を再所持した者が、更新のために必要とする技量基準についても、上記1.を適用する。

3. 参加と認定する競技会について

空気けん銃の参加認定の競技会はグレード4以上とする。

なお、年間で1回以上はグレード3以上の競技会に参加すること。

4. 空気けん銃2挺所持の条件等について

次の技量基準の満たす者に対しては、空気けん銃2挺所持の推薦を行う。

- ① 最初の空気けん銃を所持してから2年以上経過していること。
② エア・ピストル2段以上の段位を有すること。
(空気けん銃を2挺所持した後は、2段相当以上の点数を記録すること。)

5. 空気けん銃3挺所持の条件等について

次の技量基準の満たす者に対しては、空気けん銃3挺所持の推薦を行う。

- ① 最初の空気けん銃を所持してから2年以上経過していること。
 - ② エア・ピストル3段以上の段位を有すること。
- (空気けん銃を3挺所持した後は、3段相当以上の点数を記録すること。)

6. 推薦回数の数え方について

この度、空気けん銃3挺所持を認めることとなったことから、推薦回数の方を「推薦書1通につき、推薦1回」とする。

- 例1) ア選手が、初めて空気けん銃Aの推薦を受ける場合は1回目。2年後に、空気けん銃Aの更新推薦を受ける場合は2回目。更に2年後に空気けん銃Aの更新推薦を受ける場合は3回目とする。
- 例2) イ選手が、初めて空気けん銃Bの推薦を受ける場合は1回目。2年後に、空気けん銃Bの更新推薦を受ける場合は2回目。1年後に空気けん銃Cの推薦を受ける場合は3回目。1年後に空気けん銃Bの更新推薦を受ける場合は4回目とする。

7. 空気けん銃の故障の扱いについて

空気けん銃が修理不能の故障を起こした場合は、代替えとなる空気けん銃の推薦の申請をすることができるものとする。この場合は、上記1.の「更新回数により必要とされる枚量基準」については適用しないものとする。

ただし、この扱いは1回に限るものとし、申請にあたっては銃砲店による修理不能の証明を添付すること。

8. 上申書等の取り扱いについて

怪我等により、更新のための条件を満たすことができなかつた者については、上申書を提出することができる。推薦委員会は、提出された上申書を精査した上で、止む終えない事情と判断した場合には、1回に限り推薦をおこなうことがある。

該当する会員が出てきた場合は、あらかじめ推薦委員会までご連絡ください。

8. このブレッテンNo. 50は、平成23年4月1日から実施する。

「以ト」